

令和2年11月臨時議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第139号	議案名	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について			
目的	特別職の国家公務員の給与の額が一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されたことに伴い、琴浦町の特別職の職員(町長、副町長、教育長)に関し、特別職の国家公務員の改定に準じ、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>期末手当を0.05月引き下げ、年3.35月とする。</p> <p>(1) 令和2年度期末手当について、12月支給割合を1.65月とする。 令和2年11月30日から施行</p> <p>(2) 令和3年度以降の期末手当の支給割合を、6月期、12月期それぞれ1.675月とする。(年3.35月) 令和3年4月1日から施行</p>					
補足事項	<p>施行日</p> <p>第1条 令和2年11月30日</p> <p>第2条 令和3年4月1日</p>					